



安全・適正就業だより

第 36 号
平成 29 年 3 月 17 日

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 就業前の道具の点検 身体(こころ)の点検 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「刈払機作業従事者安全衛生教育衛生講習会」開催される

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 平成 29 年 2 月 15 日 |
| 2 会 場 | 秩父みどりが丘工業団地地区センター |
| 3 時 間 | 9 時～16 時 30 分 |
| 4 内 容 | (1) 刈払機に関する知識 (2) 刈払機作業知識 (3) 刈払機の点検及び整備に関する知識 (4) 振動障害の原因及びその予防に関する知識 (5) 関係法令 (6) 刈払機の作業等 (実技) |



平成 28 年 4 月以来、草刈り作業中 (草刈機を使用中小石飛散して車の窓ガラスなどを破損) の事故が多発していることから、草刈り作業を希望する場合は、平成 29 年 4 月より、毎年行っている秩父市シルバー人材センター主催の「安全講習会」の受講に加えて、「刈払機作業従事者安全衛生教育」を受講し修了することが義務となりました。それに対応してセンターでは今回と、3 月 15 日の計 2 回の講習会を開催しました。

また、今後草刈り作業を希望する場合は、個人で講習会を受講し修了することが必要になります。

しかし、講習会の修了は絶対の安全対策ではありません。一番の対策は、会員皆様が「絶対事故は起こさない」という危機感をもって、より安全な作業方法をお互いに研究し合い、共通理解を持って全員で事故防止に努めることです。



